

## サマリー

### ■ FinTechの定義

- 本レポートではFinTechを「テクノロジー（ビッグデータ、AI、ブロックチェーン等）によって従来の金融サービス（銀行、証券、保険等）に**新たなイノベーションをもたらすサービスや事業領域**」と広く定義する。具体的には、資金の管理（クラウド会計サービス等）、送金（電子送金等）、資金の調達（クラウドファンディング等）、資金の運用（AIを活用し資産運用をアドバイスするロボアドバイザー等）が含まれている。
- 近年では、決済、預金、融資等、分解された金融機能がAPI（Application Programming Interface）として提供され、これらを統合的に活用することで新たな金融サービスを生み出す、**APIを活用した金融ビジネスが拡大している**。

### ■ FinTechの世界市場概況

- **FinTechの世界市場規模は2023年に2,947億米ドルに達し、2032年には1兆1,521億米ドルに達すると予測されている**。最も市場規模が大きかった地域は北米で、最も成長が見込まれる地域はアジア太平洋地域である。

### ■ 日本における競争環境

- **2023年に3兆円以上の規模に達し、2032年には11兆円以上にも上ると予測される日本市場は**、政府によるFinTech技術導入への前向きな姿勢やインセンティブの提供などを背景に成長が期待される。
- **資産管理やデジタル決済等のFinTechサービスが日本では広く導入されている**。AIを利用した保険選びや暗号資産等のサービスは今後の導入が期待される。
- 日本における主要なFinTech企業は**テクノロジー関連産業で事業を展開するコングロマリット、あるいは金融産業で事業を展開する大企業である**。日本に進出している海外FinTech・サービス・プロバイダーは、暗号通貨取引プラットフォームからクラウドファンディングまで幅広いFinTech分野で事業を展開しており、**自社と同様のサービスを提供する日本企業を買収するケースも見られる**。

### ■ 規制状況と今後の政策の方向性

- 日本では「資金決済法」及び「金融商品取引法」の下、日本国内で事業を営む金融企業は**内閣総理大臣に金融商品取引業者として登録し、個人情報保護、関連情報の開示等の義務を順守した上で事業を実施しなければならない**。
- 金融庁が公表したアクションプランでは、金融庁がFinTechにおける生成AI導入の際の利用者保護措置の推進、暗号資産システムの検査とWeb3.0サービスの推進、**全銀システム基盤の強化等**を行っていく指針を示した。

### ■ 日本におけるFinTech導入に向けた課題とインセンティブ

- **サイバー攻撃による金融システムへの被害、金融APIにおける仕様の標準化の欠如、送金限度額に関する厳しい規制等**が、日本におけるFinTechの普及を妨げており、政府は対応を進めている。
- 政府・地方自治体は、積極的に海外FinTech企業が日本に進出しやすい環境づくりに向けた支援をしており、**進出に際する金銭的補助、法的サービス、ネットワーキングの提供等**を行っている。